

台風19号及び21号で被害を受けた 中小企業者向けの金融支援

1 融資制度の概要

メニュー	災害復旧資金融資	経営支援融資（経営セーフ）
融資対象	台風19号または台風21号により、事業所や設備の損壊等の被害を受けた都内の中小企業者等 （区市町村長が発行する「り災証明書」等（被災証明書や被害証明書等でも可）が必要です。）	台風19号に係る災害救助法の適用地域において、災害発生後に一定の売上減少等の影響を受けた中小企業者等 （区市町村長が発行する「セーフティネット保証4号の認定書」が必要です。）
資金用途	事業の再建に必要な資金 （運転資金及び設備資金）	経営の安定化に必要な資金 （運転資金及び設備資金）
融資限度額	2億8,000万円	2億8,000万円
うち無担保	8,000万円	8,000万円
融資期間	15年以内	10年以内
融資利率	・融資額1億円以下の部分 0.5% （金利相当額の1.0%分を補助） ・融資額1億円を超える部分 1.5%	融資期間に応じて、 1.5%～2.0%以内
信用保証料補助	全額を補助	2分の1を補助
備考	台風19号または台風21号に係る「り災証明書」等の交付を受けた中小企業者等は、一般保証枠とは別枠の災害関係保証（注1）を利用できます。	一般保証枠とは別枠のセーフティネット保証4号（注2）を利用できます。

※都外にある事業所が災害による被害や影響を受けた場合も、この融資の利用対象となります。
詳細は、「2 受付場所」までお問い合わせください。

2 受付場所

東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関、東京信用保証協会各支店、
東京都中小企業団体中央会、都内商工会議所、都内商工会、東京都商工会連合会、
公益財団法人東京都中小企業振興公社、東京都各支庁産業課、
東京都産業労働局金融部金融課

3 受付期間

令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

（裏面へ続く）

(注1) 災害関係保証

国は、台風19号及び台風21号による災害を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として指定[※]し、東京都を対象として中小企業信用保険法に基づく「災害関係保証」の特例措置を講じました。

この特例措置により、事業所や設備の損壊等の被害を受け、事業の再建を図る都内の中小企業者等は、一般の保証枠とは別枠の保証が利用可能となります。

※台風19号による災害は令和元年11月1日に、台風21号による災害は令和元年12月4日に、それぞれ激甚災害として指定

(注2) セーフティネット保証4号（突発的災害）

国は、災害救助法が適用された地域を対象として中小企業信用保険法に基づく「セーフティネット保証4号（突発的災害）」の特例措置を講じました。

この特例措置により、当該地域内において災害発生後に売上減少（前年同月比20%以上）等の影響を受けている中小企業者等は、一般の保証枠とは別枠の保証が利用可能となります。

（令和元年10月12日付で適用されています。）

◎ 「セーフティネット保証4号」の対象地域

（災害救助法の適用地域：都内29区市町村）

墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町